枚方市告示第 105 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設を行う旨の届出があったため、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに枚方市長に意見書を提出することができる。

平成25年3月5日

枚方市長 竹 内 脩

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 枚方市大峰南町物販店舗 枚方市大峰南町1520番1他
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社日本エスコン 東京都千代田区内神田二丁目15番9号 代表取締役 伊藤 貴俊
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山717番地 1 代表取締役 柳井 正
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年10月26日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,500平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数79台
- (7) 駐輪場の収容台数47台
- (8) 荷さばき施設の面積 125.0平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量

12.3立方メートル

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時(年間3日は午前6時)閉店時刻 午後8時

- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後8時30分まで(年間3日は午前5時30分から午後8時30分 まで)
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数3 箇所(うち、入庫専用1箇所、出庫専用1箇所、入出庫兼用1箇所)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時30分から午前9時まで
- 2 届出年月日平成25年2月25日
- 3 縦覧場所等
  - (1) 縦覧場所 枚方市地域振興部産業振興課
  - (2) 縦覧期間

平成25年3月5日から同年7月5日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

- 4 意見書の提出先
  - ・ 持参の場合

枚方市岡東町12番3-410号(京阪枚方市駅隣接サンプラザ3号館4階) 枚方市地域振興部産業振興課

・郵送の場合

 $\mp 573 - 8666$ 

枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市地域振興部産業振興課